

日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働運動

The Labour Year Book of Japan special ed.

第一編 労働者運動

第三章 自然発生的抵抗

第一節 自然発生的抵抗の拡大

従来、日本の労働者運動の通史において、第二次世界大戦中の抵抗運動の事実に関する叙述が比較的詳細なのは、「日本資本主義講座」第七巻「戦後労働運動史」であったと思われる。そこでは、つぎの二点が、とくに強調されていた。

第一に、「戦争が日本労働者階級にもたらしたものは、極端な低賃金・インフレーション・重税・強制貯蓄・隣組制度、また恐ろしい食糧不足と配給制度、さらに空襲・疎開・徴用と出征の義務などであり、その結果、家族は離散し、生活は破壊され、工場は文字どおり軍事監獄のようになった」こと。

第二に、「労働者階級の抵抗を全国的に統一して指導すべき中核が欠除し、労働者階級の自然発生的な抵抗を意識的反戦闘争にまで発展させて、戦争終結に積極的な役割を演ずることができなかつたため、日本帝国主義の敗北にもかかわらず、旧支配機構を温存させ、その崩壊をいま一步さきへ引きのばす機会が残された」こと。ついでに言及すれば、「そのことは、また、敗戦直後の最も有利な時期に、労働者階級の立ち上りをおくらせ、支配階級にきわめて有利な条件をつくりだした」のである。

こうして「講座」は、「労働者の耐えがたい不満にもとづいた自然発生的抵抗」を、第二次大戦中の全過程にわたって、若干の実例をあげつつ、まんべんなく述べている。しかし、短い戦時の期間ではあるが、そこで自然発生的に展開された労働者の抵抗についても、いっそう細分された時期ごとの特徴を明らかにしていくことが必要だろう。以上のような観点にたつと、一九四二年後半は、もっとも注目すべき時期であった。

内務省警保局編「社会運動の状況」(昭和一七年)は、一九四二年の労働情勢を概説して、つぎのように述べている。

……………年度前半に於ては大東亜戦争勃発に伴ふ緊張感は引続き持続せられ、且四月十八日の敵機本土空襲による戦時緊迫感は労働者の敢闘意欲を刺戟して飛躍的に勤労精神の昂揚を見るところあり、労働情勢は好転したる如く思惟せられたるが、其の後打続く戦捷に伴ひ心理的弛緩を誘致する処あり、且戦局の各段階に処すべき経済並に労務の諸統制は益々強化せられて労働者に強き身分的拘束感を与ふると共に、生活必需物資の不足並に配給機構の不整備に伴ふ闇物価の横行等に基く生活苦の為漸次其の不平等は深刻化するに至りたり。他面各種統制諸法規の運用部面に於て必ずしも妥当ならざるものあり、事業主側の労働管理の拙劣と相俟って、尠からず労働者の反感を増大せしめたる模様にして逃走・欠勤・怠業・二重稼働傾向は澎湃として全国的に拡大し集団暴行の頻発、或は不良工員の激増等あり、遂には兵器破壊又は意識的なる不良品の作成等の積極的妨害事犯の発生を見、年度後半に於ける労働情勢の推移は相当憂慮すべきものありたり。……………事変〔日中戦争〕以来極めて消極的・内攻的推移を示し来れる労働情勢が漸次積極的攻勢に転じつつある現象は、大東亜戦遂行途上に於ける労働取締上警戒の要が痛感せらるるなり。

労働争議の状況も亦右労働情勢を反映して八月以来漸増の傾向にあり其の手段に於ても悪質なるものを生じつつある状況なり。

……………大日本産業報国会並に日本海運報国会の活動は極めて低調なるものありたる模様にして、年度後半に於ける労働情勢の悪化するに至るや産報中央本部は一般の批判の前に立ち其の活動の不活発を指摘せられて、頗る苦慮するところありたる等の事例発生したるが、一般会員たる労働者層中には之等団体を物資配給団体なるかの如く思惟するもの多く、又之等の運動母体を悪罵する等非協力的態度を持する者尠からざるものありたる実情にして、之等新体制運動に依る勤労精神の持続的昂揚は至難なるものありと認めらる。……………

最後に各種組合団体等の状況を見るに労働組合に於ては本年中八組合の解散ありて残存組合は三を残すのみとなりたるが、之等組合は既に労働組合的性格を喪失し殆ど有名無実なる状況にて格別注意の要なきも、元組合関係者の動静を見るに機会ある毎に連絡を採り、自主的組織を結成せんとするの模様看取せらるるを以て元組合関係者の動向は依然留意の要あり。

右のように「社会運動の状況」は、一九四二年後半、労働者のあいだで不平不満が深刻化した一つの遠因として、「打続く戦捷に伴ひ心理的弛緩を誘致する処」があったと指摘している。不平不満の原因の一つに「心理的弛緩」を挙げていることは、いかにも戦時中の文書らしいが、しかし、すでに同年六月、ミッドウェー海戦で日本軍は大打撃をうけていた。国民に真相をかくし、偽りの「戦捷」を宣伝した大本営発表が、逆に「心理的弛緩を誘致」して、治安当局に状況を憂慮せざるを得なくさせた因果関係は、歴史の皮肉というべきである。

また、右に引用した「社会運動の状況」が、「各種統制諸法規の運用部面に於て必ずしも妥当ならざるものあり……………尠からず労働者の反感を増大せしめたる模様」と指摘している点も興味をひくが、あまり具体的には分析していない。支配階級としては、秘密文書にも記録したくない面なのであろう。これに比べ、「労働者に強き身分的拘束感を与」えた状況、また「生活苦」の直接的な原因などについては、つぎのように述べている。

昨秋〔一九四一年秋〕の徴用令の改正に基く徴用範囲の拡大、国民勤労報国会協力令の実施並に本年一月十日より実施を見たる労務調整令に規定する職業指導所長の解雇退職認可権の設定、又は労務手帳の留置等は動もすれば強き身分的拘束感を与ふると共に、今年初頭に於ける増税法案の成立、衣料点数制の実施並に食糧管理法公布に先行せる米穀の全国的配給規制、或は各種生活必需物資の不足等は現実生活面に尠からざる影響を及ぼしたる状況にして、就中米穀の配給規制は一般労働部層に一大衝撃を与へ、食糧不足若は空腹に基く工場従業員の残業線上要望、欠勤・怠業の増加、副食物代用食購入難（行列買）に基く遅刻・欠勤、闇物価に基因する失費増嵩に伴ふ賃金値上泣訴等各種の憂慮すべき現象続出し、六大都市に於ては労働者、多子家庭、妊産婦等に対する飯米の増配を実施し、漸く事なきを得たる状況なり、而して企業整備令・企業許可令の施行、繊維産業整備統合の実施、資材不足に基く操短休業、並に小売業整備に関する閣議決定（三月十日）等経済統制強化に対する一般民心の圧迫感は生活の窮屈化不平不満の〔ウン〕醸と相俟って労働者一般の不平不満は益々濃化しつつありたり。

日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働運動

発行 1965年10月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

■ ←前のページ 日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働運動【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
